

## 1 目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、生命または身体に重大な危険を及ぼす恐れがある。

深刻化するいじめ問題の実態を把握し、いじめの防止、早期発見、迅速で的確な対応を行うことは、児童生徒に関わる全ての者の責務である。本校では、いじめの予防と解決のための総合的な対策を、学校と家庭、地域や関係諸機関との連携を図りながら推進していく。

## 2 組織

◎委員長－校長

○副委員長－教頭

・常任委員（実務委員）－教頭、教務主任、生徒指導主事（指導部長）

各学部主事、特別支援コーディネーター、養護教諭

・非常任委員（必要に応じて招集）－PTA 会長・副会長、スクールカウンセラー

※必要に応じて、宮城県中央警察署、仙台市児童相談所、仙台市発達相談支援センター、各区保健福祉センター等の関係機関と連携を図り、参加を要請する。

## 3 いじめ防止及び早期発見に関わる年間活動計画

4月	毎月、学部会、運営委員会、職員会議にて、各学部のいじめの案件について情報を共有を図る	○PTA総会 (本校のいじめに対する基本方針を確認する。)
		○個別面談の実施
5月		○指導部研修会 (いじめの対応に関する研修 ※講師未定)
		○指導部全体会 (児童生徒理解研修)
		○児童生徒対象学校生活アンケートの実施
		○保護者対象いじめに関するアンケートの実施
6月		○いじめ問題対策委員会の開催 (5月の学校生活アンケート結果を受け、全件チェックと対応方針の決定を行う。 ※PTA会長、副会長、いずれか出席)
7月		○学校生活アンケート結果の報告 (保護者向け文書)
8月		
9月		
10月		○個別面談の実施
11月		○児童生徒対象学校生活アンケートの実施 ○保護者対象いじめに関するアンケートの実施
12月		○いじめ問題対策委員会の開催 (11月の学校生活アンケート結果を受け、全件チェックと対応方針の決定を行う。 ※PTA会長、副会長、いずれか出席)
1月		
2月	○個別面談の実施 ○学校生活アンケート結果の報告 (保護者向け文書)	
3月		

#### 4 内容

取組に関する基本的な方針及び具体的な取組等については、「いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針 ー平成25年11月25日作成ー」のとおりとする（次項参照）。